

居宅介護支援事業

(1) 利用者負担金

●居宅介護支援費（I）<取扱件数が40件未満>

	単位／月	利用料金／月
要介護1・2	1, 053	10, 751円
要介護3・4・5	1, 368	13, 967円

●居宅介護支援費（II）<取扱件数が40件以上60件未満>

	単位／月	利用料金／月
要介護1・2	527	5, 380円
要介護3・4・5	684	6, 983円

(→40件以上60件未満の部分のみ適用)

※40件未満の部分は居宅介護支援費（I）を適用

●居宅介護支援費（III）<取扱件数が60件以上>

	単位／月	利用料金／月
要介護1・2	316	3, 226円
要介護3・4・5	410	4, 186円

(→60件以上の部分のみ適用)

※40件未満の部分は居宅介護支援費（I）を適用

※40件以上60件未満の部分は居宅介護支援費（II）を適用

(2) 加算等

	単位／月	利用料金／月
初回加算：初回時及び2段階以上の 介護区分の変更	300	3, 063円
入院時情報連携加算（I）	200	2, 042円
入院時情報連携加算（II）	100	1, 021円
退院・退所加算（I）イ	450	4, 594円
退院・退所加算（I）ロ	600	6, 126円
退院・退所加算（II）イ	600	6, 126円
退院・退所加算（II）ロ	750	7, 657円
退院・退所加算（III）	900	9, 189円
特定事業所加算（II）	400	4, 084円

特定事業所加算 (III)	300	3, 063円
特定事業所加算 (IV)	125	1, 276円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2, 042円
小規模多機能型連携加算	300	3, 063円
複合型サービス事業所連携加算	300	3, 063円
ターミナルケアマネジメント加算	400	4, 084円

介護予防支援事業

(1) 利用者負担金

	単位／月	利用料金/月
介護予防支援費	430	4, 390円

(2) 加算等

	単位／月	利用料金/月
初回加算	300	3, 063円

(個人情報の適切な取り扱い)

第9条 個人情報の保護に関する法律に基好づき、利用者、家族を特定し得る情報については、漏洩等により他人が容易に知りうることのないよう適切な取り扱いに努めるとともに、個人情報の開示等を要する場合は、事前に承諾を得ることならびにその他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は、職員の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。